

番号制度調整委員会設置要綱

制定 平成26年 3月11日区長決定 要綱第 21号
一部改正 平成26年11月 1日部長決定 要綱第159号
一部改正 平成27年 4月 1日区長決定 要綱第417号
一部改正 平成28年 3月25日部長決定 要綱第120号

(設置)

第1条 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)の成立に伴い、区における番号制度導入にかかる検討等を行うため、番号制度調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、番号制度導入にかかわる事項の検討および庁内調整を行う。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員長、副委員長および委員で構成する。

2 委員長は委員会を招集し、主宰する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

4 委員長は委員会の運営上必要と認める場合には、別表に掲げる委員以外の者を出席させることができる。

(下部組織)

第4条 委員会の下部組織として、委員会に番号制度導入推進会議を置く。

2 前項に規定する会議は、別表2に掲げる座長、副座長および委員をもって構成する。

3 座長は会議を招集し、主宰する。

4 副座長は座長を補佐し、座長に事故ある時はその職務を代理する。

5 座長は、会議の運営上必要と認める場合には、別表2に掲げる者以外の職員を出席させることができる。

6 第1項に定める会議の他に、専門的事項の検討を行うための検討会議を置くことができる。

7 前項に定める検討会議の出席者については別に定める。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、企画部情報推進課において処理する。

2 番号制度導入推進会議に関する庶務は、企画部情報推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年3月11日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

別表1

番号制度調整委員会

| 役職 | 職名 |
|------|--------------|
| 委員長 | 企画部を担任する副区長 |
| 副委員長 | 委員長以外の副区長 |
| | 教育長 |
| 委員 | 企画部長 |
| | 総務部長 |
| | 地域振興部長 |
| | 文化スポーツ振興部長 |
| | 子ども未来部長 |
| | 福祉部長 |
| | 健康推進部長 |
| | 品川区保健所長 |
| | 都市環境部長 |
| | 防災まちづくり部長 |
| | 教育委員会事務局教育次長 |

<事務局>情報推進課

別表 2

番号制度導入推進会議

| 役職 | 職名 |
|------|------------|
| 座長 | 情報推進課長 |
| 副座長 | 企画調整課長 |
| | 広報広聴課長 |
| | 戸籍住民課長 |
| 委員 | 総務課長 |
| | 人事課長 |
| | 税務課長 |
| | 子ども育成課長 |
| | 子ども家庭支援課長 |
| | 保育課長 |
| | 福祉計画課長 |
| | 高齢者福祉課長 |
| | 障害者福祉課長 |
| | 生活福祉課長 |
| | 健康課長 |
| | 国保医療年金課長 |
| | 保健予防課長 |
| | 品川保健センター所長 |
| | 住宅課長 |
| | 防災課長 |
| | 学務課長 |
| 指導課長 | |

<事務局>情報推進課